



2024年5月13日

各 位

会社名 株式会社 シモジマ
代表者 代表取締役社長 笠井 義彦
(コード番号 7482 東証プライム市場)
問合せ先 常務取締役上席執行役員
経営企画本部長 小野寺 仁
(TEL 03-3863-4061)

配当方針の変更と2024年3月期剰余金の配当
及び2025年3月期の配当予想に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、配当方針の変更と2024年3月期剰余金の配当及び2025年3月期の配当予想について下記のとおり決議致しましたのでお知らせいたします。

記

1. 配当方針の変更

(1) 変更の理由

株主の皆さまへの安定かつ充実した利益還元の姿勢をこれまで以上に明確にするため。

(2) 変更の内容

(下線部は変更部分を示しています)

変更後	変更前
<p>当社は、利益配分につきましては、<u>安定的な配当に配慮しつつ毎期の業績や財務状況を勘案し、配当性向50%を目途とすることを基本方針として、株主の皆さまへの利益還元を行います。</u></p> <p>当社は、中間配当と期末配当の年2回の利益剰余金の配当を行うことを基本方針としております。</p> <p>これらの利益剰余金の配当の決定機関は、期末配当については、株主総会、中間配当については取締役会で決議しております。</p> <p>当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。</p>	<p>当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営基盤強化のために必要な内部留保を確保しつつ配当性向30%を目途とすることを基本方針としており、併せて安定配当を重視しております。</p> <p>当社は、中間配当と期末配当の年2回の利益剰余金の配当を行うことを基本方針としております。</p> <p>これらの利益剰余金の配当の決定機関は、期末配当については、株主総会、中間配当については取締役会で決議しております。</p> <p>当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。</p>

2. 2024年3月期の剰余金の配当

当社は、2024年3月31日を基準日とする剰余金の配当を行うことについて、2024年6月26日開催予定の当社63期定時株主総会へ付議することを決議いたしました。

(1) 配当の内容

	決定額	直近の配当予想 (2023年11月9日公表)	前期実績 (2023年3月期)
基準日	2024年3月31日	同左	2023年3月31日
1株当たり配当金	40円	29円	11円
配当金総額	1,190百万円	—	513百万円
効力発生日	2024年6月27日	—	2023年6月28日
配当原資	利益剰余金	—	利益剰余金

(2) 修正の理由

配当方針の変更を受けて、目標とする配当性向50%を達成すべく配当金額を修正し、株主の皆様に対する利益還元を実施するため。

(ご参考)

基準日	1株当たり配当金		
	中間	期末	年間
当期実績及び予定	11円	40円	51円
前期実績(2023年3月期)	11円	11円	22円

3. 2025年3月期の配当予想

	1株当たり配当金		
	中間	期末	年間
2025年3月期(予想)	27円	27円	54円

以上